

碧南市アスベスト対策費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 碧南市アスベスト対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの分析調査又は除却等を行うことにより、アスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 対象建築物 本市の区域内に存する建築物のうち、壁、柱、天井等にアスベストが吹き付けられているおそれのある建築物をいう。
- (3) 分析調査 建材中の石綿含有率の分析方法について（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）により示された方法で対象建築物のアスベストの含有の有無を分析調査することをいう。
- (4) 建築物石綿含有建材調査者等 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項から第4項までに規定する者をいう。
- (5) 除去等 対象建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストについて除去、封じ込め又は囲い込みの措置をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象建築物の所有者であること。ただし、区分所有の共同住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第2項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人（以下「管理組合等」という。）であ

ること。

- (2) 市税の滞納がないこと（対象建築物が共有の場合にあつては共有者全員、所有者が法人格を有しない管理組合等にあつては、その代表者が市税の滞納がないこと。）
- (3) 碧南市暴力団排除条例（平成24年碧南市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと（管理組合等にあつては、その代表者が暴力団員でないこと。）
- (4) 国及び他の地方公共団体等が交付する類似の助成を受ける者又は受ける予定のある者でないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、当該経費の額に同表の中欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、同表右欄に掲げる額を上限とする。

補助金の区分	補助率	補助限度額
分析調査に要した経費	10分の10	25万円
除去等に要した経費	3分の2	180万円

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、分析調査又は除去等を実施する前に、補助金交付申請書に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図、配置図及び平面図（分析調査の場合を除く。）
- (2) 申請に係る対象建築物の登記事項証明書その他当該対象建築物の所有者が分かる書類
- (3) 申請者の市税の完納を証する書類
- (4) 経費の内訳が記載された見積書の写し
- (5) 現況写真
- (6) アスベストが吹き付けられていることを証する書類（分析調査の場合を除く。）
- (7) 分析調査を行う建築物石綿含有建材調査者等の登録証の写し（除去等の場合を除く。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起

算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、提出の期日を補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日とすることができる。

(1) 分析調査の場合

- ア 分析調査の結果報告書
- イ 試料の採取状況が確認できる写真
- ウ 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し
- エ 契約書の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 除去等の場合

- ア 除去等の結果報告書
- イ 工事写真（工事の着手前、施行中及び工事完了後のもの）
- ウ 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し
- エ 契約書の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。